

「地理空間情報活用推進基本計画案」に関する意見募集の結果について

平成20年4月15日
内閣官房

平成20年2月22日から平成20年3月3日にかけて、ホームページ等を通じて「地理空間情報活用推進基本計画案」に関する意見募集を行ったところ、以下のように御意見が寄せられました。

お寄せいただいた主な御意見の概要と、当該御意見に対する考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、内容により質問を適宜集約させていただいております。

貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

1. 実施期間等

- (1) 募集期間：平成20年2月22日（金）～平成20年3月3日（月）
- (2) 意見提出方法：電子メール、FAX及び郵送

2. 意見総数

51件

主な御意見の要旨	御意見等に関する考え方
○基本計画案に追加した御意見	
1. 資格に関する検討について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地理空間情報を専門的に扱える技術者の養成を行う部署や高度な知識をもった地位を認知するための制度や資格についても今計画案で具体的に記述する必要があると考える。 	<p>本計画案には、「地理空間情報の活用の推進のためには、それを担う人材の育成は必要である」旨を記載しているところであるが、さらに専門的知識を有する技術者の活用について検討することは有用であるため、「資格に関する検討」についても追記することとします。</p>
2. 地理空間情報の流通に関する標準について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 標準化については、提供・流通に関する取り組みも記述すべき。また、GMLを記載しているのはなぜか。 	<p>地理空間情報の流通・提供については、ご意見をふまえ、第Ⅱ部第2章1. (1)に「地理空間情報を整備・提供する際には率先して、地理情報標準、GMLを使用する。」として、地理空間情報の提供に関する標準について追記することとします。</p> <p>地理空間情報の標準としては、国際規格に準拠したものとしています。GMLは国際規格化されています。基盤地図情報の整備の基準を定めた国土交通大臣告示においても、GMLを使用について定めています。</p>
○基本計画案に対応済みの御意見	
3. 地方公共団体等による基盤地図情報の整備・更新に対する国の技術的支援や財政支援措置について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体による基盤地図情報の整備・更新に対する国の技術的支援の具体的内容は何か。 	<p>技術的支援については、国土地理院による技術的な助言、公共測量作業規程準則の策定、公共測量に関するワンストップサービスや基盤地図情報ポータルサイトの設置などを行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 補完的な財政支援措置とはどのようなものか。地理空間情報の活用を地方公共団体が行うにあたって地方行政が行う業務への財政支援が具体化されないと取り組むことは厳しい。 	<p>地方公共団体に対する財政措置の内容は、統合型GISのシステム整備(データ整備を除く)に対しては普通交付税が、共用空間データの整備に対しては特別交付税が措置されることです。地方公共団体に対する現行の財政措置については、総務省自治行政局地域情報政策室までお問い合わせください。</p>

4. 衛星測位に関する推進体制について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 衛星測位の環境整備、準天頂衛星システム計画の第2段階以降の整備運用の責任を負う省庁を明記すべき。 	<p>準天頂衛星システム計画に関して、システム実証を実施する第2段階は、第1段階の技術実証・利用実証の結果の評価を行った上で、国と民間が協力して行なうこととしており、現時点で、その体制を明記する段階には至っていないと考えています。他方、準天頂衛星による衛星測位システムの実現については、第Ⅱ部第1章1.(1)に記述していますように、戦略的に進める体制とその運営の在り方の検討を行うとともに、地理空間情報活用施策の推進体制に関し、衛星測位に係る施策の推進体制については必要に応じて宇宙開発利用政策の動向等も踏まえつつ、地理空間情報活用推進基本法の基本理念に沿って見直し等を検討することとしています。</p>
○今後の施策の参考にさせていただく御意見	
5. その他	
(1) 人材の育成について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域に密着した地理空間情報の整備・活用に向けて、教育・技術的な支援をおこなうために地域密着型の技術教育支援策が必要である。また、「講習会」は「実習を目的としたGIS教育研修所を設置」とすることでより具体的な施策となる。 	<p>基本計画案において、第Ⅱ部第1章3.に「地域において、地理空間情報に関する専門知識を有する大学や民間企業が連携して活動する中核組織の育成を図る。」や第Ⅱ部第1章4.に「地域において地理空間情報の活用を担う人材の育成を推進する。」と記述するなど、地域における地理空間情報の整備活用に向けた施策を実施することとしています。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 人材の育成にあたって「大学等」に加えて、小・中・高等学校等の学校教育でのGIS導入や測量専門学校の活用を明示すべきと考える。身近な地域を調べ、地理的なものの見方・考え方を養うことは重要であり、ここにGISを導入することが必要である。また、これらを教えることができる教員の養成や教材の開発等も、人材育成の基礎となるもので必要である。 	<p>これまでも学校教育等におけるGISの導入について促進の取組みを行ってきましたが、今後も引き続き、GISの普及の一環として取り組み進めていきたいと考えています。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

(2) 基盤地図情報の整備・更新について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地方公共団体等で整備した道路台帳等の縮尺変換や隣接した市町村等の境目の接合は、一つの機関（国）が行うことが望ましい。基盤地図情報を整備・更新・提供をどの主体が行うのかを明記すべき。 	<p>基盤地図情報の整備にあたっては、国や地方公共団体が整備した地図データを国土地理院において集約・シームレス化し、提供することを予定しています。また、基盤地図情報は、第Ⅱ部第2章1.（3）に「都市計画、公共施設の管理、農地・森林等の管理等、行政の各分野における事務又は事業の実施において整備される地図データに含まれる測量の基準点や海岸線等の基盤地図情報に係る項目のデータのうち、上記の国土交通省令に適合して整備されたものが、基盤地図情報となる。」との性質を有するものであり、行政の各分野における通常の業務の中で整備・更新されるものです。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
(3) 地籍調査成果・登記所備付地図等の電子化について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 法務局における図面の電子化において、地籍調査等で得られた測量成果等が活用されるのが望ましい。地籍調査の推進による境界情報の明確化は大変重要であるが、それと同じく明確となった地籍調査成果をいかに最新のものに維持をしていくかが重要と考える。法務局より提供される情報は紙ベースのものとなっており、GIS情報を常に最新のものとするためには法務局からの電子データによる情報提供がされるような法整備が必要と考える。また、法務局の図面管理のシステムについても独自の方式をとらず、GISの標準的な形式に準拠していただき電子データによる情報提供をしていただくことにより、GISデータの維持が効率よく正確に行えると思う。 	<p>登記所が測量成果等を保有している場合又は任意の提供が得られるものについては、当該測量成果等に基づいて地図の電子化を行っているところです。</p> <p>また、法務省からの電子データの提供による地籍調査成果の維持など、いただいた意見につきましては今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
(4) 基準点情報の維持管理等について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の地図を重ね合わせたときの不整合の原因の一つとしては、地殻変動や地盤変動等による基準点測量成果の不整合が生じていることが考えられる。このため、セミ・ダイナミック補正等を利用して、不整合の基準点成果を統一すべき。 	<p>セミ・ダイナミック補正は、定常的な地殻変動を補正するものです。既存の地図を重ね合わせたときの不整合を生じさせないようにするためにも、測量では近くの基準点を利用することが重要です。今後とも基準点の維持管理に努めるとともに、いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

(5) 個人情報の保護について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 個人情報の保護について、ガイドライン策定の際の項目内容として、「個人情報を含む外部委託の際の選定基準及び管理手法」、「提供を受ける側の利用目的について、なんらかの制限を講じる指針」について含めることも必要かと思えます。 	<p>地理空間情報の活用における個人情報の取扱いについては、現在、検討中であり、本計画に記載したとおり、ガイドラインを作成することとしています。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 地図について、基本図に関しては国が著作権等を有することが基本と考えるので必要な法整備を図ることが必要ではないか。 	<p>地図に係る知的財産権等については、著作権法等の法整備がされております。地理空間情報の活用における知的財産権等の取扱いについては、現在、検討中であり、本計画に記載したとおり、ガイドラインを作成することとしています。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>
(6) 国の技術開発について	
<ul style="list-style-type: none"> ● 技術開発は、民間企業に任せるべきであり、国は、政策的な面を中心に取組むべきと考える。 	<p>地理空間情報の整備・活用を推進するためには、基本計画に例示している通り、様々な地図を活用して整備・更新する技術などについて高度化を図る必要があります。国として様々な状況も踏まえつつ、基盤地図情報等の整備・更新・流通に関する適切な技術について検討する必要があると思われまます。いただいた意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

(注) 今回の意見募集では、これらのほか地理空間情報の活用推進に関する広範な御意見も寄せられました。お寄せいただいた御意見等に関しましては、今後の施策の参考とさせていただきます。